

DNA型の情報を
事件捜査で活用を

遺族ら会見

殺人事件被害者の遺族らでつくる「宙の会」の小林賢二会長らは5日、千代田区で会見し、DNA型情報を事件捜査でさらに活用で



事件捜査でのDNA型の活用を訴える宙の会の小林賢二会長
5日午後、千代田区の連合会館（松崎翼撮影）

きるよう、法整備の必要性を訴えた。

会見では、DNA型から犯人の顔を再現し、事件解決につながった海外での事例などを紹介。国内では、プライバシー保護などの観点から同様の捜査は実施されていないといい、平成8年に葛飾区で次女の順子さん（当時21）を殺害された小林会長は「被害者の人権は何をもって尊重されるのか。DNAのもつ全ての情報を活用してもらいたい」と強調した。

宙の会は、凶悪事件の時効撤廃などを掲げて21年に結成。22年には強盗殺人や殺人の時効を廃止する改正刑事訴訟法の施行を勝ち取った。

同会では、国が被害者への賠償を立て替える「代執行制度」の導入も訴えている。

DNA捜査の
法制化要望へ

殺人事件被害者遺族

殺人事件の被害者遺族でつくる「宙の会」は5日、東京都内で記者会見し、犯人の似顔絵作成や年代推定

などに犯人のDNAを活用できるように法制化を求める要望書を国家公安委員会に送付すると発表した。

要望書は、現在のDNA捜査について、個人識別のためのDNA型鑑定にとどまっていると指摘。近年は

DNAから性別や年代などを推定する研究が進んでいるとして、捜査での活用を求めた。一方、「究極の個人情報」を使うことによる人権侵害を防ぐ仕組みとして、採取や保管、抹消などのルールも制定も要望した。

1996年に東京都葛飾区の自宅で上智大4年の小林順子さん（当時21歳）が殺害された事件は、犯人のものともみられるDNAが採取されているが解決には至っていない。小林さんの父で、

宙の会会長の賢二さん（75）は「現場に犯人に直結するDNAがあるなら、全ての情報を活用して逮捕してほしい」と話した。（鈴木拓也）

毎日新聞